

シナネンでんきビジネス A 料金表

目 次

1	適用対象となるお客さま.....	1
2	料金表の変更.....	1
3	料金単価に係る消費税等相当額.....	1
4	関西エリアの電気料金.....	1
5	中国エリアの電気料金.....	1
6	四国エリアの電気料金.....	2
7	日割計算の算定式.....	2
8	環境配慮料金.....	2
9	解約事務手数料.....	2
10	その他.....	4
附	則.....	4

シナネンでんきビジネス A 料金表

1 適用対象となるお客さま

このシナネンでんきビジネス A 料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める「シナネンでんきビジネス A」が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 関西エリアの電気料金

従量電灯 A 相当の最低料金制契約となります。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	343 円 30 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 33 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 53 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につ き	25 円 53 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	5 円 00 銭

5 中国エリアの電気料金

従量電灯 A 相当の最低料金制契約となります。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	487 円 52 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	44 円 32 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42 円 52 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につ き	40 円 52 銭

調達調整単価	1キロワット時につき	0円00銭
--------	------------	-------

6 四国エリアの電気料金

従量電灯 A 相当の最低料金制契約となります。

最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	484 円 44 銭
電力量料金	11 キロワット時をこえ 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	44 円 04 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42 円 24 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につ き	40 円 24 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	0 円 00 銭

7 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。

(1) 関西エリア、中国エリア

① 最低料金を日割りする場合

$$1 \text{ ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ とします。}$$

② 従量電灯等の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 1 段階適用電力量} = 135 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 150 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階適用電力量} = 450 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ とします。

(2) 四国エリア

① 最低料金を日割りする場合

1ヶ月の該当料金 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ とします。

② 従量電灯等の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

最低料金適用電力量 = 11 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$

なお、最低料金適用電力量とは、11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

第 1 段階適用電力量 = 139 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 150 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階適用電力量 = 450 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ とします。

8 環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯するプランは次のとおりとします。

実質再エネ比率メニューまたは排出 係数メニュー	1 キロワット時につき	要綱に基づきお客さまとの 協議によって決定する
あかりの森プロジェクト料金	1 キロワット時につき	0 円 10 銭

9 解約事務手数料

約款第 40 条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1 電気需給契約につき	3,300 円
-------------	---------

10 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 料金表の実施期日

この料金表は、令和6年2月1日から実施いたします。

シナネンでんきビジネス B 料金表

目 次

1	適用対象となるお客さま.....	1
2	料金表の変更.....	1
3	料金単価に係る消費税等相当額.....	1
4	北海道エリアの電気料金.....	1
5	東北エリアの電気料金.....	1
6	東京エリアの電気料金.....	2
7	中部エリアの電気料金.....	2
8	北陸エリアの電気料金.....	2
9	関西エリアの電気料金.....	3
10	中国エリアの電気料金.....	3
11	四国エリアの電気料金.....	3
12	九州エリアの電気料金.....	4
13	日割計算の算定式.....	5
14	環境配慮料金.....	5
15	解約事務手数料.....	6
16	その他.....	6
附	則.....	6

シナネンでんきビジネス B 料金表

1 適用対象となるお客さま

このシナネンでんきビジネス B 料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める「シナネンでんきビジネス B」が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 北海道エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約電流 10 アンペアにつき	290 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	46 円 71 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	45 円 51 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44 円 51 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	5 円 00 銭

5 東北エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約電流 10 アンペアにつき	328 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	47 円 94 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	46 円 54 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 64 銭

調達調整単価	1キロワット時につき	3円29銭
--------	------------	-------

6 東京エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約電流 10 アンペアにつき	244 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 59 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 19 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36 円 29 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	6 円 00 銭

7 中部エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約電流 10 アンペアにつき	244 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 30 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 90 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32 円 00 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	3 円 97 銭

8 北陸エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約電流 10 アンペアにつき	206 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 16 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 76 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 86 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	4 円 02 銭

9 関西エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	337 円 00 銭
------	---------------------	------------

電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 70 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 30 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 40 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	5 円 00 銭

10 中国エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	365 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42 円 00 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40 円 60 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 70 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	0 円 00 銭

11 四国エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	318 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41 円 69 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40 円 29 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 39 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	0 円 00 銭

12 九州エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約電流 10 アンペアにつき	253 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 43 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 03 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 13 銭

	き	
調達調整単価	1キロワット時につき	0円00銭

13 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。

① 基本料金を日割りする場合

$$1\text{ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし、約款第19条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{とします。}$$

② 従量電灯等の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階適用電力量} = 150\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、150キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階適用電力量} = 450\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、150キロワット時をこえ450キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ただし、約款第19条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{とします。}$$

14 環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯するプランは次のとおりとします。

実質再エネ比率メニューまたは排出 係数メニュー	1キロワット時につき	要綱に基づきお客さまとの 協議によって決定する
あかりの森プロジェクト料金	1キロワット時につき	0円10銭

15 解約事務手数料

約款第40条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1 電気需給契約につき	3,300円
-------------	--------

16 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 料金表の実施期日

この料金表は、令和6年2月1日から実施いたします。

シナネンでんきビジネスC 料金表

目 次

1	適用対象となるお客さま	1
2	料金表の変更	1
3	料金単価に係る消費税等相当額	1
4	北海道エリアの電気料金	1
5	東北エリアの電気料金	1
6	東京エリアの電気料金	2
7	中部エリアの電気料金	2
8	北陸エリアの電気料金	2
9	九州エリアの電気料金	2
10	日割計算の算定式	3
11	環境配慮料金	3
12	解約事務手数料	3
13	その他	4
附	則	4

シナネンでんきビジネス C 料金表

1 適用対象となるお客さま

このシナネンでんきビジネス C 料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める「シナネンでんきビジネス C」が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 北海道エリアの電気料金

従量電灯 C 相当の契約となります。

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	290 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	46 円 71 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	45 円 51 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44 円 51 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	5 円 00 銭

5 東北エリアの電気料金

従量電灯 C 相当の契約となります。

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	328 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	47 円 94 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	46 円 54 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 64 銭

調達調整単価	1キロワット時につき	3円29銭
--------	------------	-------

6 東京エリアの電気料金

従量電灯C相当の契約となります。

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	244円00銭
電力量料金	最初の150キロワット時までの1キロワット時につき	38円59銭
	150キロワット時をこえ450キロワット時までの1キロワット時につき	37円19銭
	450キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円29銭
調達調整単価	1キロワット時につき	6円00銭

7 中部エリアの電気料金

従量電灯C相当の契約となります。

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	244円00銭
電力量料金	最初の150キロワット時までの1キロワット時につき	34円30銭
	150キロワット時をこえ450キロワット時までの1キロワット時につき	32円90銭
	450キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円00銭
調達調整単価	1キロワット時につき	3円97銭

8 北陸エリアの電気料金

従量電灯C相当の契約となります。

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	206円00銭
電力量料金	最初の150キロワット時までの1キロワット時につき	38円16銭
	150キロワット時をこえ450キロワット時までの1キロワット時につき	36円76銭
	450キロワット時をこえる1キロワット時につき	35円86銭
調達調整単価	1キロワット時につき	4円02銭

9 九州エリアの電気料金

従量電灯C相当の契約となります。

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	253円00銭
------	-------------------	---------

電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 43 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 03 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 13 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	0 円 00 銭

10 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。

① 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ とします。}$$

② 従量電灯等の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第 1 段階適用電力量} = 150 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、150 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階適用電力量} = 450 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ とします。}$$

11 環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯するプランは次のとおりとします。

実質再エネ比率メニューまたは排出係数メニュー	1 キロワット時につき	要綱に基づきお客さまとの協議によって決定する
あかりの森プロジェクト料金	1 キロワット時につき	0 円 10 銭

12 解約事務手数料

約款第 40 条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたし

ます。

1 電気需給契約につき	3,300 円
-------------	---------

13 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 料金表の実施期日

この料金表は、令和6年2月1日から実施いたします。

シナネンでんきビジネス低圧 料金表

目 次

1	適用対象となるお客さま.....	1
2	料金表の変更.....	1
3	料金単価に係る消費税等相当額.....	1
4	北海道エリアの電気料金.....	1
5	東北エリアの電気料金.....	1
6	東京エリアの電気料金.....	1
7	中部エリアの電気料金.....	2
8	北陸エリアの電気料金.....	2
9	関西エリアの電気料金.....	2
10	中国エリアの電気料金.....	2
11	四国エリアの電気料金.....	2
12	九州エリアの電気料金.....	2
13	日割計算の算定式.....	3
14	環境配慮料金.....	3
15	解約事務手数料.....	3
16	その他.....	3
附	則.....	3

シナネンでんきビジネス低圧 料金表

1 適用対象となるお客さま

このシナネンでんきビジネス低圧料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第15条第(1)項に定める「シナネンでんきビジネス低圧」が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第2条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 北海道エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		920円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	34円95銭
	その他季	1キロワット時につき	32円95銭
調達調整単価	1キロワット時につき		5円00銭

5 東北エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		980円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	40円45銭
	その他季	1キロワット時につき	38円45銭
調達調整単価	1キロワット時につき		3円29銭

6 東京エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		830円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	33円39銭
	その他季	1キロワット時につき	31円39銭
調達調整単価	1キロワット時につき		6円00銭

7 中部エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		800円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	27円09銭
	その他季	1キロワット時につき	25円09銭
調達調整単価	1キロワット時につき		3円97銭

8 北陸エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		720円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	30円90銭
	その他季	1キロワット時につき	28円90銭
調達調整単価	1キロワット時につき		4円02銭

9 関西エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		710円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	19円58銭
	その他季	1キロワット時につき	17円58銭
調達調整単価	1キロワット時につき		5円00銭

10 中国エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		780円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	34円32銭
	その他季	1キロワット時につき	32円32銭
調達調整単価	1キロワット時につき		0円00銭

11 四国エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		740円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	34円59銭
	その他季	1キロワット時につき	32円59銭
調達調整単価	1キロワット時につき		0円00銭

12 九州エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		720 円 00 銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	22 円 13 銭
	その他季	1キロワット時につき	20 円 13 銭
調達調整単価	1キロワット時につき		0 円 00 銭

13 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。

基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ とします。}$$

14 環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯するプランは次のとおりとします。

実質再エネ比率メニューまたは排出 係数メニュー	1キロワット時につき	要綱に基づきお客さまとの 協議によって決定する
あかりの森プロジェクト料金	1キロワット時につき	0 円 10 銭

15 解約事務手数料

約款第 40 条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1 電気需給契約につき	3,300 円
-------------	---------

16 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 料金表の実施期日

この料金表は、令和 6 年 2 月 1 日から実施いたします。

シナネン HOME でんきゼロ・

くらしふらっと・ビジネスふらっと 料金表

目 次

1	適用対象となるお客さま	1
2	料金表の変更	1
3	料金単価に係る消費税等相当額	1
4	電気料金	1
5	日割計算の算定式	3
6	環境配慮料金	3
7	解約事務手数料	3
8	その他	3
附	則	3

シナネン HOME でんきゼロ・

くらしふらっと・ビジネスふらっと料金表

11 適用対象となるお客さま

- (1) このシナネン HOME でんきゼロ・くらしふらっと・ビジネスふらっと料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める「シナネン HOME でんきゼロ」、「くらしふらっと」または「ビジネスふらっと」が適用されるお客さまに適用いたします。

12 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

13 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

14 電気料金

- (1) 基本料金は次のとおりとします。

エリア	基本料金	
北海道エリア	契約電流 10 アンペアまたは契約容量 1 キロ ボルトアンペアにつき	0 円 00 銭
東北エリア		
東京エリア		
中部エリア		
北陸エリア		
関西エリア		
中国エリア		
四国エリア		
九州エリア		

- (2) 電力量料金は次のとおりとします。

エリア	電力量料金		
	最初の 200 キロワット 時までの 1 キロワット	200 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの	400 キロワット時をこえ る 1 キロワット時につ

	時につき	1キロワット時につき	き
北海道エリア	49円86銭	48円06銭	46円36銭
東北エリア	50円75銭	48円95銭	47円25銭
東京エリア	41円26銭	39円46銭	37円76銭
中部エリア	37円00銭	35円20銭	33円50銭
北陸エリア	41円39銭	39円59銭	37円89銭
関西エリア	29円33銭	27円53銭	25円83銭
中国エリア	44円32銭	42円52銭	40円82銭
四国エリア	44円04銭	42円24銭	40円54銭
九州エリア	30円45銭	28円65銭	26円95銭

- (3) 最低月額料金は次のとおりとします。なお、基本料金と電力量料金および燃料費調整額の合計が最低月額料金を下回る場合には、その1月の電気料金は最低月額料金に調達調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとしたします。

エリア	最低月額料金	
北海道エリア	1契約あたり月額	747円90銭
東北エリア		761円25銭
東京エリア		618円90銭
中部エリア		555円00銭
北陸エリア		620円85銭
関西エリア		439円95銭
中国エリア		664円80銭
四国エリア		660円60銭
九州エリア		456円75銭

- (4) 調達調整単価は次のとおりとします。

エリア	調達調整単価	
北海道エリア	1キロワット時につき	5円00銭
東北エリア		3円29銭
東京エリア		6円00銭
中部エリア		3円97銭
北陸エリア		4円02銭
関西エリア		5円00銭
中国エリア		0円00銭
四国エリア		0円00銭
九州エリア		0円00銭

15 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。

① 基本料金、最低月額料金を日割りする場合

$$1 \text{ ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ とします。}$$

② 従量電灯等の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第 1 段階適用電力量} = 200 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階適用電力量} = 400 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ とします。}$$

16 環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯するプランは次のとおりとします。

実質再エネ比率 100%メニュー	1 キロワット時につき	0 円 77 銭
------------------	-------------	----------

17 解約事務手数料

約款第 40 条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1 電気需給契約につき	3,300 円
-------------	---------

18 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 料金表の実施期日

この料金表は、令和 6 年 2 月 1 日から実施いたします。

シナネン HOME でんき動力・動力ふらっと 料金表

目 次

1	適用対象となるお客さま	1
2	料金表の変更	1
3	料金単価に係る消費税等相当額	1
4	北海道エリアの電気料金	1
5	東北エリアの電気料金	1
6	東京エリアの電気料金	1
7	中部エリアの電気料金	2
8	北陸エリアの電気料金	2
9	関西エリアの電気料金	2
10	中国エリアの電気料金	2
11	四国エリアの電気料金	2
12	九州エリアの電気料金	2
13	日割計算の算定式	3
14	環境配慮料金	3
15	解約事務手数料	3
16	その他	3
附	則	3

シナネン HOME でんき動力・動力ふらっと料金表

1 適用対象となるお客さま

このシナネン HOME でんき動力・動力ふらっと料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める「シナネン HOME でんき動力」または「動力ふらっと」が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 北海道エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき		920 円 00 銭
電力量料金	夏季	1 キロワット時につき	34 円 95 銭
	その他季	1 キロワット時につき	32 円 95 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき		5 円 00 銭

5 東北エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき		980 円 00 銭
電力量料金	夏季	1 キロワット時につき	40 円 45 銭
	その他季	1 キロワット時につき	38 円 45 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき		3 円 29 銭

6 東京エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき		830 円 00 銭
電力量料金	夏季	1 キロワット時につき	33 円 39 銭
	その他季	1 キロワット時につき	31 円 39 銭

調達調整単価	1キロワット時につき	6円00銭
--------	------------	-------

7 中部エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		800円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	27円09銭
	その他季	1キロワット時につき	25円09銭
調達調整単価	1キロワット時につき		3円97銭

8 北陸エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		720円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	30円90銭
	その他季	1キロワット時につき	28円90銭
調達調整単価	1キロワット時につき		4円02銭

9 関西エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		710円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	19円58銭
	その他季	1キロワット時につき	17円58銭
調達調整単価	1キロワット時につき		5円00銭

10 中国エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		780円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	34円32銭
	その他季	1キロワット時につき	32円32銭
調達調整単価	1キロワット時につき		0円00銭

11 四国エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		740円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	34円59銭
	その他季	1キロワット時につき	32円59銭
調達調整単価	1キロワット時につき		0円00銭

12 九州エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		720円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	22円13銭
	その他季	1キロワット時につき	20円13銭
調達調整単価	1キロワット時につき		0円00銭

13 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。

基本料金を日割りする場合

$$1\text{ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし、約款第19条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{とします。}$$

14 環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯するプランは次のとおりとします。

実質再エネ比率100%メニュー	1キロワット時につき	0円77銭
-----------------	------------	-------

15 解約事務手数料

約款第40条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1 電気需給契約につき	3,300円
-------------	--------

16 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 料金表の実施期日

この料金表は、令和6年2月1日から実施いたします。

シナネンあかりの森でんきプラン A・B・C 料金表

目 次

1	適用対象となるお客さま.....	1
2	料金表の変更.....	1
3	料金単価に係る消費税等相当額.....	1
4	電気料金.....	1
5	日割計算の算定式.....	1
6	環境配慮料金.....	2
7	解約事務手数料.....	2
8	その他.....	4
附	則.....	4

シナネンあかりの森でんきプラン A・B・C 料金表

19 適用対象となるお客さま

このシナネンあかりの森でんきプラン A・B・C 料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める「シナネンあかりの森でんきプラン A」、「シナネンあかりの森でんきプラン B」または「シナネンあかりの森でんきプラン C」が適用されるお客さまに適用いたします。なお、「シナネンあかりの森でんきプラン B」は契約電流 20A からお申込みをいただけることといたします。

20 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

21 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

22 電気料金

- (5) 基本料金は次のとおりとします。

エリア	基本料金	
北海道エリア	契約電流 10 アンペアまたは契約容量 1 キロ ボルトアンペアにつき	0 円 00 銭
東北エリア		
東京エリア		
中部エリア		
北陸エリア		
関西エリア		
中国エリア		
四国エリア		
九州エリア		

- (6) 電力量料金は次のとおりとします。

エリア	電力量料金		
	最初の 200 キロワット	200 キロワット時をこえ	400 キロワット時をこえ

	時までの1キロワット 時につき	400キロワット時までの 1キロワット時につき	る1キロワット時につ き
北海道エリア	49円86銭	48円06銭	46円36銭
東北エリア	50円75銭	48円95銭	47円25銭
東京エリア	41円26銭	39円46銭	37円76銭
中部エリア	37円00銭	35円20銭	33円50銭
北陸エリア	41円39銭	39円59銭	37円89銭
関西エリア	29円33銭	27円53銭	25円83銭
中国エリア	44円32銭	42円52銭	40円82銭
四国エリア	44円04銭	42円24銭	40円54銭
九州エリア	30円45銭	28円65銭	26円95銭

- (7) 最低月額料金は次のとおりとします。なお、基本料金と電力量料金および燃料費調整額の合計が最低月額料金を下回る場合には、その1月の電気料金は最低月額料金を調達調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

エリア	最低月額料金	
北海道エリア	1契約あたり月額	747円90銭
東北エリア		761円25銭
東京エリア		618円90銭
中部エリア		555円00銭
北陸エリア		620円85銭
関西エリア		439円95銭
中国エリア		664円80銭
四国エリア		660円60銭
九州エリア		456円75銭

- (8) 調達調整単価は次のとおりとします。

エリア	調達調整単価	
北海道エリア	1キロワット時につき	5円00銭
東北エリア		3円29銭
東京エリア		6円00銭
中部エリア		3円97銭
北陸エリア		4円02銭
関西エリア		5円00銭
中国エリア		0円00銭
四国エリア		0円00銭
九州エリア		0円00銭

23 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。

① 基本料金、最低月額料金を日割りする場合

$$1 \text{ ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ とします。}$$

② 従量電灯等の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第 1 段階適用電力量} = 200 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階適用電力量} = 400 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ とします。}$$

24 環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯するプランは次のとおりとします。

実質再エネ比率 100%メニュー	1 キロワット時につき	0 円 77 銭
あかりの森でんきプロジェクト料金	1 キロワット時につき	0 円 10 銭

25 解約事務手数料

約款第 40 条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1 電気需給契約につき	3,300 円
-------------	---------

26 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 料金表の実施期日

この料金表は、令和6年2月1日から実施いたします。

シナネンあかりの森でんきプランS 料金表

目 次

1	適用対象となるお客さま.....	1
2	料金表の変更.....	1
3	料金単価に係る消費税等相当額.....	1
4	電気料金.....	1
5	日割計算の算定式.....	1
6	環境配慮料金.....	2
7	解約事務手数料.....	2
8	その他.....	4
附	則.....	4

シナネンあかりの森でんきプラン S 料金表

27 適用対象となるお客さま

このシナネンあかりの森でんきプラン S 料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める「シナネンあかりの森でんきプラン S」が適用されるお客さまに適用いたします。

28 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

29 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

30 電気料金

- (9) 基本料金は次のとおりとします。

エリア	基本料金	
北海道エリア	契約電流 10 アンペアまたは契約容量 1 キロ ボルトアンペアにつき	0 円 00 銭
東北エリア		
東京エリア		
中部エリア		
北陸エリア		
関西エリア		
中国エリア		
四国エリア		
九州エリア		

- (10) 電力量料金は次のとおりとします。

エリア	電力量料金	
	昼間	夜間
北海道エリア	54 円 88 銭	44 円 80 銭
東北エリア	54 円 39 銭	44 円 59 銭
東京エリア	43 円 50 銭	33 円 87 銭
中部エリア	39 円 20 銭	31 円 20 銭

北陸エリア	44 円 48 銭	35 円 86 銭
関西エリア	31 円 20 銭	23 円 00 銭
中国エリア	46 円 46 銭	38 円 82 銭
四国エリア	46 円 84 銭	39 円 88 銭
九州エリア	32 円 66 銭	25 円 00 銭

なお、時間帯区分は次のとおりとします。

エリア	時間帯区分	
	昼間時間	夜間時間
北海道エリア	毎日午前 8 時から午後 10 時まで	各エリアの昼間時間以外の時間をいいます
東北エリア	毎日午前 8 時から午後 10 時まで	
東京エリア	毎日午前 6 時から翌日午前 1 時まで	
中部エリア	毎日午前 8 時から午後 10 時まで	
北陸エリア	毎日午前 8 時から午後 8 時まで	
関西エリア	毎日午前 7 時から午後 11 時まで	
中国エリア	毎日午前 9 時から午後 9 時まで	
四国エリア	毎日午前 9 時から午後 11 時まで	
九州エリア	毎日午前 8 時から午後 10 時まで	

- (11) 最低月額料金は次のとおりとします。なお、基本料金と電力量料金および燃料費調整額の合計が最低月額料金を下回る場合には、その 1 月の電気料金は最低月額料金を調達調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

エリア	最低月額料金	
北海道エリア	1 契約あたり月額	717 円 30 銭
東北エリア		735 円 00 銭
東京エリア		594 円 75 銭
中部エリア		528 円 00 銭
北陸エリア		589 円 65 銭
関西エリア		418 円 80 銭
中国エリア		633 円 90 銭
四国エリア		629 円 55 銭
九州エリア		432 円 45 銭

- (12) 調達調整単価は次のとおりとします。

エリア	調達調整単価	
北海道エリア	1 キロワット時につき	5 円 00 銭
東北エリア		3 円 29 銭
東京エリア		6 円 00 銭

中部エリア		3 円 97 銭
北陸エリア		4 円 02 銭
関西エリア		5 円 00 銭
中国エリア		0 円 00 銭
四国エリア		0 円 00 銭
九州エリア		0 円 00 銭

31 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。
基本料金、最低月額料金を日割りする場合

$$1 \text{ ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ とします。}$$

32 環境配慮料金

- (1) 環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯するプランは次のとおりとします。

実質再エネ比率 100%メニュー	1 キロワット時につき	0 円 77 銭
あかりの森でんきプロジェクト料金	1 キロワット時につき	0 円 10 銭

33 解約事務手数料

約款第 40 条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1 電気需給契約につき	3,300 円
-------------	---------

34 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 料金表の実施期日

この料金表は、令和 6 年 2 月 1 日から実施いたします。

トップサポーターズプラン A/B/C・ミドルサポーターズプ
ラン A/B/C・ライトサポーターズプラン A/B/C 料金表

目 次

1	適用対象となるお客さま	1
2	料金表の変更	1
3	料金単価に係る消費税等相当額	1
4	電気料金	1
5	日割計算の算定式	1
6	環境配慮料金	2
7	サポーターズ料金	2
8	解約事務手数料	2
9	その他	4
附	則	4

トップサポーターズプラン A/B/C・ミドルサポーターズプラン A/B/C・ライトサポーターズプラン A/B/C 料金表

35 適用対象となるお客さま

- (2) このトップサポーターズプラン A/B/C・ミドルサポーターズプラン A/B/C・ライトサポーターズプラン A/B/C 料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める以下の契約種別が適用されるお客さまに適用いたします。なお、「トップサポーターズプラン B」または「ミドルサポーターズプラン B」または「ライトサポーターズプラン B」は契約電流 20A からお申込みをいただけることといたします。

契約種別	トップサポーターズプラン (A/B/C)
	ミドルサポーターズプラン (A/B/C)
	ライトサポーターズプラン (A/B/C)

36 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

37 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

38 電気料金

- (13) 基本料金は次のとおりとします。

エリア	基本料金	
北海道エリア	契約電流 10 アンペアまたは契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	0 円 00 銭
東北エリア		
東京エリア		
中部エリア		
北陸エリア		
関西エリア		
中国エリア		

四国エリア		
九州エリア		

(14) 電力量料金は次のとおりとします。

エリア	電力量料金		
	最初の 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	200 キロワット時をこえる 400 キロワット時までの 1 キロワット時につき	400 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき
北海道エリア	49 円 86 銭	48 円 06 銭	46 円 36 銭
東北エリア	50 円 75 銭	48 円 95 銭	47 円 25 銭
東京エリア	41 円 26 銭	39 円 46 銭	37 円 76 銭
中部エリア	37 円 00 銭	35 円 20 銭	33 円 50 銭
北陸エリア	41 円 39 銭	39 円 59 銭	37 円 89 銭
関西エリア	29 円 33 銭	27 円 53 銭	25 円 83 銭
中国エリア	44 円 32 銭	42 円 52 銭	40 円 82 銭
四国エリア	44 円 04 銭	42 円 24 銭	40 円 54 銭
九州エリア	30 円 45 銭	28 円 65 銭	26 円 95 銭

(15) 最低月額料金は次のとおりとします。なお、基本料金と電力量料金および燃料費調整額の合計が最低月額料金を下回る場合には、その 1 月の電気料金は最低月額料金を調達調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

エリア	最低月額料金	
北海道エリア	1 契約あたり月額	747 円 90 銭
東北エリア		761 円 25 銭
東京エリア		618 円 90 銭
中部エリア		555 円 00 銭
北陸エリア		620 円 85 銭
関西エリア		439 円 95 銭
中国エリア		664 円 80 銭
四国エリア		660 円 60 銭
九州エリア		456 円 75 銭

(16) 調達調整単価は次のとおりとします。

エリア	調達調整単価	
北海道エリア	1 キロワット時につき	5 円 00 銭
東北エリア		3 円 29 銭
東京エリア		6 円 00 銭

中部エリア		3円97銭
北陸エリア		4円02銭
関西エリア		5円00銭
中国エリア		0円00銭
四国エリア		0円00銭
九州エリア		0円00銭

39 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。

- ① 基本料金、最低月額料金を日割りする場合

$$1\text{ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし、約款第19条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{とします。}$$

- ② 従量電灯等の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階適用電力量} = 200\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階適用電力量} = 400\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、200キロワット時をこえ400キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ただし、約款第19条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{とします。}$$

40 環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯するプランは次のとおりとします。

実質再エネ比率100%メニュー	1キロワット時につき	0円77銭
あかりの森でんきプロジェクト料金	1キロワット時につき	0円10銭

41 サポーターズ料金

各プランのサポーターズプラン料金は次のとおりとします。

トップサポーターズプラン	1契約につき月額	1,000円
ミドルサポーターズプラン	1契約につき月額	500円

ライトサポーターズプラン	1 契約につき月額	200 円
--------------	-----------	-------

なお、契約満了前の解約の場合、残りの契約月数分のサポーターズ料金をお支払いいただきます。

42 解約事務手数料

約款第 40 条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1 電気需給契約につき	3,300 円
-------------	---------

43 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 料金表の実施期日

この料金表は、令和 6 年 2 月 1 日から実施いたします。

トップサポーターズプランS・ミドルサポーターズプラン

S・ライトサポーターズプランS 料金表

目 次

1	適用対象となるお客さま	1
2	料金表の変更	1
3	料金単価に係る消費税等相当額	1
4	電気料金	1
5	日割計算の算定式	1
6	環境配慮料金	2
7	サポーターズ料金	2
8	解約事務手数料	2
9	その他	4
附	則	4

トップサポーターズプラン S・ミドルサポーターズプラン

S・ライトサポーターズプラン S 料金表

44 適用対象となるお客さま

- (3) このトップサポーターズプラン S・ミドルサポーターズプラン S・ライトサポーターズプラン S 料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める「トップサポーターズプラン S」、「ミドルサポーターズプラン S」または「ライトサポーターズプラン S」が適用されるお客さまに適用いたします。

45 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

46 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

47 電気料金

(17) 基本料金は次のとおりとします。

エリア	基本料金	
北海道エリア	契約電流 10 アンペアまたは契約容量 1 キロ ボルトアンペアにつき	0 円 00 銭
東北エリア		
東京エリア		
中部エリア		
北陸エリア		
関西エリア		
中国エリア		
四国エリア		
九州エリア		

(18) 電力量料金は次のとおりとします。

エリア	電力量料金	
	昼間	夜間

北海道エリア	54 円 88 銭	44 円 80 銭
東北エリア	54 円 39 銭	44 円 59 銭
東京エリア	43 円 50 銭	33 円 87 銭
中部エリア	39 円 20 銭	31 円 20 銭
北陸エリア	44 円 48 銭	35 円 86 銭
関西エリア	31 円 20 銭	23 円 00 銭
中国エリア	46 円 46 銭	38 円 82 銭
四国エリア	46 円 84 銭	39 円 88 銭
九州エリア	32 円 66 銭	25 円 00 銭

なお、時間帯区分は次のとおりとします。

エリア	時間帯区分	
	昼間時間	夜間時間
北海道エリア	毎日午前 8 時から午後 10 時まで	各エリアの昼間時間以外の時間をいいます
東北エリア	毎日午前 8 時から午後 10 時まで	
東京エリア	毎日午前 6 時から翌日午前 1 時まで	
中部エリア	毎日午前 8 時から午後 10 時まで	
北陸エリア	毎日午前 8 時から午後 8 時まで	
関西エリア	毎日午前 7 時から午後 11 時まで	
中国エリア	毎日午前 9 時から午後 9 時まで	
四国エリア	毎日午前 9 時から午後 11 時まで	
九州エリア	毎日午前 8 時から午後 10 時まで	

(19) 最低月額料金は次のとおりとします。なお、基本料金と電力量料金および燃料費調整額の合計が最低月額料金を下回る場合には、その 1 月の電気料金は最低月額料金に調達調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとしたします。

エリア	最低月額料金	
北海道エリア	1 契約あたり月額	717 円 30 銭
東北エリア		735 円 00 銭
東京エリア		594 円 75 銭
中部エリア		528 円 00 銭
北陸エリア		589 円 65 銭
関西エリア		418 円 80 銭
中国エリア		633 円 90 銭
四国エリア		629 円 55 銭
九州エリア		432 円 45 銭

(20) 調達調整単価は次のとおりとします。

エリア	調達調整単価	
北海道エリア	1キロワット時につき	5円00銭
東北エリア		3円29銭
東京エリア		6円00銭
中部エリア		3円97銭
北陸エリア		4円02銭
関西エリア		5円00銭
中国エリア		0円00銭
四国エリア		0円00銭
九州エリア		0円00銭

48 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。
基本料金、最低月額料金を日割りする場合

$$1\text{ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし、約款第19条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{とします。}$$

49 環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯するプランは次のとおりとします。

実質再エネ比率100%メニュー	1キロワット時につき	0円77銭
あかりの森でんきプロジェクト料金	1キロワット時につき	0円10銭

50 サポーターズ料金

各プランのサポーターズプラン料金は次のとおりとします。

トップサポーターズプラン	1契約につき月額	1,000円
ミドルサポーターズプラン	1契約につき月額	500円
ライトサポーターズプラン	1契約につき月額	200円

なお、契約満了前の解約の場合、残りの契約月数分のサポーターズ料金をお支払いいただきます。

51 解約事務手数料

約款第40条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1 電気需給契約につき	3,300円
-------------	--------

52 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 料金表の実施期日

この料金表は、令和6年2月1日から実施いたします。